

世界知的所有権機関事務局分担金

令和4年度概算要求額 1.0億円（0.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 世界知的所有権機関（WIPO）の設立目的は、①新たな国際条約締結の奨励、発展的途上国に対する援助など、世界的規模での知的所有権保護を促進すること、②WIPOが管理する諸同盟の行政事務を一本化し、効率的に管理することです（世界知的所有権機関を設立する条約（WIPO設立条約）第4条）。
- WIPO国際事務局は、①加盟国が支払う分担金、②WIPOが管理する国際出願・登録制度（特許協力条約（PCT）、マドリッド及びハーグ協定に基づく国際出願、国際登録制度）等の利用者（出願人）が支払う手数料、③その他収入（出版物販売収入等）により運営されています。

成果目標

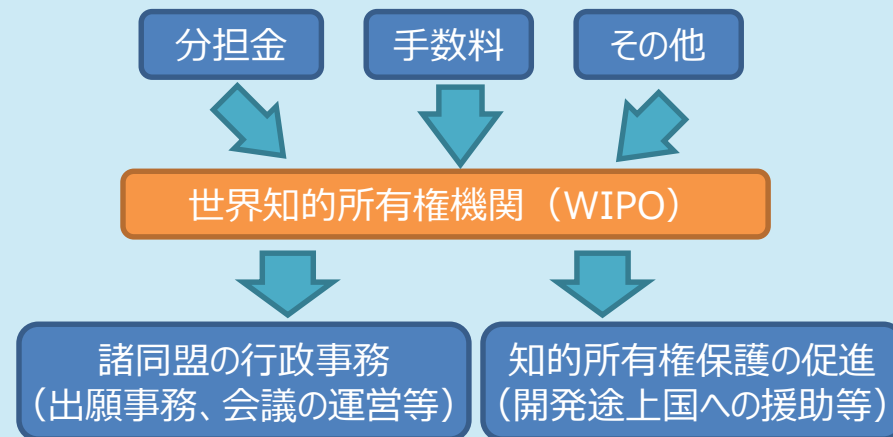
- 昭和45年度から、WIPOの事業を通じて知財制度の国際調和を進め、我が国企業等の国際的な活動を支援するために、WIPO設立条約において義務づけられる分担金を拠出し、WIPOの活動に関与・貢献していきます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※分担金額については右記を参照

事業イメージ



※分担金額について

- WIPO分担金については世界知的所有権機関設立条約および財政規則に、その支払義務が規定されています（WIPO設立条約第11条）。加盟国は全分担金予算総額に対する負担割合を所定の分担金等級の中から決定し、分担金を支払います。
- 我が国は、最上位の分担金等級Iに属し、他に米国、英国、仏国、独国の5か国が当該等級に基づく分担金を負担しています。
- WIPOは産業財産権以外に著作権についても所管する国際機関であるところ、我が国において著作権を所管する文化庁と共同で分担金を支出しています。（73.4：26.6の割合で負担。）